

# クレーン等の設置及び取扱いに関する関係法規一覧表

項目	種別	クレーン		移動式クレーン		エレベータ		建設用リフト		参 考 事 項
		吊上荷重		吊上荷重		積載荷重		ガイドレール高		
		3 t 以上	3 t 未満	3 t 以上	3 t 未満	1 t 以上	1 t 未満	18m 以上	18m 未満	
設 置 届	第5条					第140条		第174条		クレーン設置届(様式第2号)エレベータ設置届(様式第26号)建設用リフト設置届(様式第30号)は所轄労働基準監督署長に提出
設 置 報 告 書		第11条		第61条 移動式クレーン明細書と移動式クレーン検査証を提出			第145条			クレーン設置報告書、移動式クレーン設置報告書(様式第26号)エレベータ設置報告書(様式第29号)は所轄労働基準監督署長に提出 但しエレベータは設置から廃止までの期間が60日未満は除く
落 成 検 査	第6条					第141条		第175条		クレーン落成検査申請書、エレベータ落成検査申請書、建設用リフト落成検査申請書(様式第4号)は所轄労働基準監督署長に提出
変 更 届	クレーンガード、ジブ、原動機、ブレーキ等変更のとき 第44条			ジブ、原動機、ブレーキ等変更のとき 第85条		搬器、原動機、ブレーキ等変更のとき 第163条		ガイドレール、搬器、原動機等変更のとき 第197条		クレーン、移動式クレーン、エレベータ、建設用リフト変更届(様式第12号)は所轄労働基準監督署長に提出
変 更 検 査	一部について必要 第45条			一部について必要 第86条		一部について必要 第164条		一部について必要 第198条		クレーン、移動式クレーン、エレベータ、建設用リフト変更検査申請書(様式第13号)は所轄労働基準監督署長に提出
検 査 証 交 付	第9条			第59条		第143条		第177条		
検 査 証 返 還	第52条			第93条		第171条		第201条		クレーン、エレベータ、建設用リフト検査証再交付書換申請書(様式第8号)は所轄労働基準監督署長に提出、移動式クレーン検査証再交付書換申請書(様式第22号)は都道府県労働基準局長に提出
特 例 報 告 書	第23条									定格荷重制限を越えたとき
組立解体等の作業指揮者の選任	第33条 クレーンの組立解体					第153条 屋外に設置のエレベータ		第191条 建設用リフトの組立解体		
就 業 限 制	運転士免許者	第22条 吊上荷重5t以上(クレーン運転士)		第68条 吊上荷重5t以上(移動式運転士)						
	玉掛技能講習修了者	第221条 吊上荷重が1t以上のクレーン・移動式クレーンの玉掛の業務								